

舞鶴自然文化園 野外活動広場等の利用申込書

年 月 日

舞鶴自然文化園指定管理者
公益財団法人 舞鶴市花と緑の公社 様

団体名 (団体のみ)	
責任者名 (団体のみ)	印
氏名 (団体以外)	印
住所	
連絡先(電話)	
連絡先(FAX)	

下記のとおり、舞鶴自然文化園 野外活動広場等の利用を申込みます。
なお、利用に際しては、「利用上の留意事項」を遵守いたします。

利用目的					
利用	開始	年 月 日 () (午前・午後 時 分)			
	終了	年 月 日 () (午前・午後 時 分)			
利用する施設	・野外活動広場 ・自然観察小屋 ・その他()				
利用内容					
利用人数	大人 名	小人 名	※ 小人とは、中学生以下です		
乗入れ車両	有・無	台			
舞鶴市都市公園条例の許可を必要とする行為(舞鶴市土木課へ申請してください。)					
たき火の使用	有・無	たき火の内容	許可書の写し	有・無	
植物の採取	有・無	植物の種類	許可書の写し	有・無	

舞鶴自然文化園 野外活動広場等利用承認書

上記利用については、「利用上の留意事項」を付して申し込みのとおり承認します。

【問合せ先・申込み先】 公益財団法人 舞鶴市花と緑の公社 ・受付時間 午前8時30分～午後5時 ※平日のみ ・所在地 京都府舞鶴市字多祢寺24-12 ・電話 (0773) 68-1187 ・FAX (0773) 68-0845	公社承認印
--	-------

舞鶴自然文化園 野外活動広場の利用について

【施設利用のご案内】

- ・野外活動広場 面積: 18.1ha
- ・その他の施設 観察小屋、トイレ、手・足洗い場
- ・開園時間 3月～9月 午前9時～5時
10月～2月 午前9時～午後4時30分
(時間外の施設利用については、別途協議が必要)
- ・利用期間 通年(年末年始12月29日～1月3日を除く)
- ・利用料金 無料

利用上の留意事項

- 利用には事前の申し込みが必要です。利用予定日の1ヶ月前から土日祝を除く3日前までの間に利用申込書に記入の上、舞鶴市花と緑の公社に提出してください。FAXおよび郵送での申し込みが可能です。電話での申し込みは受け付けておりません。
- 公序良俗に反する行為や暴力団関係者の利用はお断りします。また、施設の破損のおそれがあるような活動や大量の備品を持ち込むような活動、営利を目的とした利用の申し込みは受け付けません。
- 施設利用後は後片付けと原状回復をお願いします。持ち込んだ物品およびゴミは利用者の責任で持ち帰ってください。私物等の保管は原則としてできません。
- 野外観察広場および野外観察小屋での喫煙はできません。
- 施設の鍵は施設利用当日に公社事務所まで取りに来て、利用後に返却してください。土日祝に利用を希望される場合は、事前にご相談ください。
- 荷物運搬・緊急対応等の車両の駐車は、入口付近の芝生エリア内とします。フィールドにはマムシやスズメバチなどの危険な生物も生息していますので、十分に注意してください。なお、フィールド奥のトイレは使用できませんので、観察小屋のトイレを使用してください。
- 次の行為を行う場合は、「舞鶴市都市公園条例」の許可が必要になります。事前に許可を取り、許可書の写しを申込用紙に添付してください。
 - ・たき火をすること。
 - ・竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - ・鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。(許可申請先: 舞鶴市役所 土木課 電話 0773-66-1049)